

東京都板橋区農業委員会

第25期第34回定例総会議事録

令和8年4月27日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 3 4 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 3 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 2 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書の発行について (資料2)
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計6件 (内訳：4条関係4件、5条関係2件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
- (3) 令和8年度板橋区農業関係予算概要について (資料6)
- (4) 農業委員会だより(案)について (別添資料)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業について (資料7)
- (2) さつきフェスティバルの実施について (資料8)

4 次回日程

日 時 令和8年5月26日(火) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	安井 一郎	委員
	宮本 拓	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	柳田 大地	農政主査
	橋本 陣	書記
	鈴木 琢真	書記
	高木 俊汰	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第34回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、安井一郎委員、宮本拓委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1、1ページをご覧ください。</p> <p>この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度、税務署に提出する「相続税納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。今回は2件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は83です。</p> <p>土地の所在は、四葉一丁目28番8、28番9及び28番11の3筆で、地目は何れも畑、面積は合計で1,372平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、2ページ上段の生産緑地番号83の案内図において、矢印が指しているところ、西松屋 板橋四葉店の南側です。4月15日に、會田幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。問題等がなければ、3ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらは、生産緑地番号83番の様子です。</p> <p>ほうれんそう・玉ねぎ・じゃがいも等が植えられておりました。</p> <p>きれいに耕作されており、証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
事務局 長	<p>続きまして、番号2、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は41です。</p> <p>土地の所在は、蓮根二丁目25番3、25番18、25番22及び25番23の4筆で、地目は何れも畑、面積は合計で3,227平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、2ページ下段の生産緑地番号41の案内図において、矢印が指しているところ、蓮根保育園の南東側です。</p> <p>こちらにつきましても、4月15日に、會田幸夫 会長職務代理に現地を確認して頂いております。</p>

<p>書記</p>	<p>問題等がなければ、4ページの証明書を発行いたします。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>こちらは、生産緑地番号41番の様子です。 じゃがいも・ソラマメ等、多くの種類の作物が植えられておりました。 こちらで証明書の発行にあたり問題はないと考えております。 説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>本件2件につきまして、何か、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>番号2番の引き続き農業経営を行っている期間が、3年を大きく過ぎた期間となっておりますが問題はありませんか。</p>
<p>書記</p>	<p>本件の2番の方については、今回相続納税猶予の継続届出書の提出が初めてであり、証明期間の始期は、前回適格者証明書の発行にあたり現地確認をした日となっているため、3年を超えた期間となっております。</p> <p>次回の継続届出からは、概ね3年の期間となるため、問題はございません。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>実際に現地確認をいただいた會田会長職務代理から何かございますか。</p>
<p>会長職務代理</p>	<p>2件とも非常にきれいに耕作されておりました。</p> <p>特に2番の畑は、ソラマメ、スナップエンドウ、ジャガイモ、アスパラなど、非常に多品目の野菜を栽培されておりました。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>本件証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項(2)引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書の発行について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、5ページ、資料2をご覧ください。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予にあたり、本年1月に発行いたしました「引</p>

	<p>き続き農業経営を行っている旨の証明書」と併せて「相続税 納税猶予の継続届出書」に添付する書類となっております。農園用地貸し付けが、現時点においても継続して行われていることを証明するものです。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は16です。</p> <p>土地の所在は、赤塚七丁目1081番、1083番、1084番1、1085番1及び1117番1の5筆で、地目は何れも畑、面積は合計で2,081.31平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、5ページ下段の生産緑地番号16の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北西側です。</p> <p>こちらは4月20日に、木村博之 委員に現地を確認して頂いております。</p> <p>問題等がなければ、6ページの証明書を発行いたします。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>こちらは、生産緑地番号16番の様子です。</p> <p>現在、区民農園として開園しており、各利用者が耕作を行っております。</p> <p>証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p>
委 員	<p>本件の期間の始期はなぜ令和7年1月1日なのですか。</p>
事 務 局 長	<p>区が区民農園として貸借を開始した日となっております。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等がございますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移りたいと思います。</p> <p>本件証明書の発行に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
事 務 局 長	<p>賛成者多数のため、事務局は証明書の発出をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について事務局から説明をお願いします。</p> <p>板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請が、1件ございます。</p> <p>7ページ、資料3をご覧ください。</p>

	<p>申請者の氏名及び住所は、記載のとおりでございます。</p> <p>対象事業は「農業省力化事業」で、事業内容は「耕運機の購入」です。</p> <p>施行場所は記載のとおりで、事業経費は238万円、申請金額は50万円です。</p> <p>1枚おめくりいただいて9ページは事業計画となっております、本年5月に耕運機を購入する計画となっております。さらに1枚おめくりいただいた11ページが見積書となっております。</p> <p>13ページの補助要件等と照らし合わせましたところ、事務局としましても、補助要件に合致しているものと考えております。</p> <p>問題等がなければ、14ページの答申書を発行したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	申請書内で、耕運機との記載がありますが、本件はトラクターという表記が正しいのではないのでしょうか。また、本件のトラクターはかなり高額になるので、補助金額50万円というのは少し少ないのではないかと思います。
委 員	申請書内の事業計画について、もう少し今後の営農計画等の記載を求めても良いのではないのでしょうか。
事 務 局 長	ご指摘の部分について、必要な修正を行ってまいります。
委 員	畑内で使用する草刈り機も補助対象になりますか。 また、農機具をどこかに保管し、必要な人が必要なタイミングで使用するような、農機具のシェアのような使い方は検討されていますか。
事 務 局 長	草刈り機も対象となります。 また、農機具のシェアは、農機具の全額を補助金で出すものではないため、難しいと考えております。
委 員	この補助金事業の現状では、申請は、土地の所有者が申請人でないといけない形になっているため、土地を賃借して耕作を行っている人は申請ができない問題があります。
委 員	この問題は、土地を借りて農業を行っている方、または親が土地の所有者で、子どもが農業を営んでいるような場合が該当します。 補助金対象事業の実施のため、子どもがお金を借り入れて補助金の申

<p>委員</p>	<p>請をしたいのに、土地の所有者でないと補助金の申請ができないので、もう農業を行っていない親が借り入れを行い、補助金を申請することになったりという問題が発生するため、検討が必要になると思います。</p> <p>現行の制度では、農地の貸借が進んでいる現状にはそぐわないところも出てきているかと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現状の要綱上では、申請人は土地の所有者となっているため、制度の確認を行い、検討を行ってまいります。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、採決に移りたいと思います。 本件補助金の交付に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成者多数のため、事務局は答申書の発出をお願いいたします。 続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、15ページ、資料4をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和8年3月11日から同年4月10日までに届出があったもの、4件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増四丁目472番6の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は941平方メートル、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、16ページ上段の専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は駐車場となっております。今後、令和8年7月着工、令和9年8月完了予定で、鉄筋コンクリート造3階建ての共同住宅が1棟建築予定と伺っております。 説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が赤塚五丁目766番1及び767番1の2筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。 面積は合計で、673平方メートル、転用の目的は宅地及び駐車場で</p>

<p>書記</p>	<p>す。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、16ページ下段の専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚植物園の北側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p> <p>現況は駐車場となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号3、土地の所在が徳丸五丁目37番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は743平方メートルのうち428平方メートル、転用の目的は個人住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、17ページ上段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、紅梅小学校の南側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は畑となっておりました。こちらは令和7年度まで区民農園として区が貸借していた場所になります。</p> <p>こちらは当該土地の一部転用となっております。</p> <p>今後、令和8年5月着工、10月完了予定で、木造2階建ての個人住宅を2棟、隣の土地も併せて、使用し、建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、専決番号4、土地の所在が成増二丁目129番3及び1128番6の2筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。</p> <p>面積は合計で、130平方メートル、転用の目的は個人住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、17ページ下段の専決番号4案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線 成増駅の南東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は個人住宅となっており、現況に対する届け出でございます。説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>4条関係4件について、ご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にないようですので、続いて5条関係の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8</p>

	<p>年3月11日から同年4月10日までに届出があったもの、2件でございます。18ページをご覧ください。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増四丁目590番4～6及び589番15～17の6筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。</p> <p>面積は合計で、405平方メートル、転用の目的は長屋です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、19ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校の北西側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>こちらの土地は、去年の11月の総会の際にご報告をさせていただいた土地になりまして、受理通知書を渡したのちに、筆の分筆を行ったため、再度の手続きが必要になったものでございます。</p> <p>現況は空き地となっております。説明は以上でございます。</p>
事務局長	<p>続きまして、専決番号2、土地の所在が坂下三丁目21番12の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。</p> <p>面積は730平方メートル、転用の目的は倉庫です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。</p> <p>概ねの位置は、19ページ下段、専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、坂下三丁目保育園の北東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は駐車場となっております。今後、令和8年7月着工、令和9年3月完了予定で、鉄骨造4階建ての倉庫が1棟建築予定と伺っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会長	<p>5条関係2件について、何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、20ページ、資料5をご覧ください。</p> <p>令和8年3月11日から同年4月10日までに、東京法務局板橋出張所より照会のあったものが1件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在が赤塚三丁目559番2、登記簿上の地目は畑、面積は502平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおり</p>

	<p>りです。</p> <p>本件については、4月6日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていることを確認し、その旨を4月8日に、東京法務局 板橋出張所に回答しております。</p> <p>概ねの位置は、20ページ下段の番号1の案内図において、矢印が指しているところ、成増が丘小学校の東側です。</p> <p>現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は、共同住宅となっております。そのため、非農地である旨を法務局に回答しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p>
委 員	<p>以前に農地転用の受理通知書を出しているのに、なぜ今法務局から照会がくるのでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>推測になりますが、受理通知書を交付した後に、届出人が法務局での手続きを忘れてしまったことや、受理通知書の交付後に、転用の内容が変わったことを理由として、法務局での手続きを行っていないと考えられます。</p>
会 長	<p>他に何かございますか。</p> <p>特にないようですので、続きまして、報告事項(3)令和8年度板橋区農業関係予算概要について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、21ページ、資料6をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和8年度の農業関係について、当初予算の額を前年度と比較できるように、また、歳入・歳出・職員人件費の3つのカテゴリーに分けて、お示ししております。</p> <p>まず、上段の表「歳入」について、ご説明いたします。「歳入」の一番下、合計欄をご覧ください。</p> <p>令和7年度は、1,467万4千円でしたが、令和8年度は、1,617万1千円となりまして、149万7千円の増額となっております。</p> <p>主な要因といたしましては、「雑入」の「2 区民農園利用料」につきまして、一つの農園を成増農業体験学校の圃場とする等のことから、区画数の減少(166区画)により、103万円の減額となったものの、「都補助金」の3「未来に残す東京の農地プロジェクト補助金」を新設いたしましたことから、261万7千円の増額を図り、トータルとして149万7千円の増額となりました。</p>

この他、各項目について補足説明いたしますと、「都補助金」の「1 農業委員会 交付金」は、職員設置費としての交付金が67万9千円、「2 農業経営 基盤強化事業 事務取扱 交付金」は、国有農地の管理事務費として18万円となっています。

その下の「雑入」は、「1 農業者年金 業務委託 手数料」が8万3千円、「8 農業体験学校 イベント参加料」については、体験学校の圃場改良の為に、一回り狭い成増四丁目第一農園にて開講するため、春と秋のイベントを見合わせ、昨年度よりも10万円減額の2万円、「10 農業まつり出店参加料」は実績に基づく出店数の精査により、昨年よりも21万円減額の60万円、「11 農業まつり協賛金」は、JA東京あおば様からの協賛金100万円などでございます。

続きまして、中段の「歳出」でございます。「歳出」の一番下、合計欄をご覧ください。

令和7年度は、8,856万円でしたが、令和8年度は1億978万5千円となりまして、2,122万5千円の増額となっています。

主な要因でございますが、まず「農業委員会費」では、「1 委員報酬」が条例改正により、15万6千円増額となりました。

次に、「農業振興 経費」では、「1 農業振興 対策費」ですが、歳入のところでもご説明いたしました「未来に残す東京の農地プロジェクト補助金」の新設(305万3千円)、「板橋農業」の魅力を発信するためのリーフレット及び動画の作成経費(806万5千円)等の増額ほか、赤塚支所 管理農地の外柵等 改修工事完了(△299万円)による減額などによりまして、767万4千円の増額となります。

また、「2 展示会実施経費」、「3 農業まつり実施経費」、「6 板橋ふれあい農園会運営経費」につきましては、「きつきフェスティバル」、「農業まつり」、「新春七草がゆの集い」といったイベントの実施会場の設営等の委託料における人件費等高騰を見込みまして、それぞれ46万9千円、401万5千円、16万1千円の増額としています。

「4 区民農園運営経費」につきましては、返還農園 設備撤去工事(156万8千円)などの増額により、136万7千円の増額としております。

「6 農業体験学校 運営経費」につきましては、圃場の改良(114万2千円)、委託経費(603万円)などを増額いたしまして、719万2千円の増額となっています。

最後になりますが、下段の表、「職員人件費」でございますが、57万円の減額としています。これは、昨年度の実績に応じて、予算建てをしたところです。

雑ぱくではございますが、ご説明は以上でございます。

会 長

何か、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員	法務局からの照会や、農地転用に係る事務処理についての手数料については、どこに計上されていますか。
事 務 局 長	各事務処理について個別に計上はされておりませんが、農業委員会の事務を行うということで、農業委員会交付金の中に計上されるような形になります。
委 員	歳入の、区民農園利用料について、昨年より金額が減少しているのは、区民農園の数が減ったからでしょうか。
事 務 局 長	その通りです。
委 員	今日の議題にもあります、区の補助事業の経費は、農業振興対策経費の項目に計上されているという認識で良いですか。
事 務 局 長	その通りです。
委 員	農業まつりの経費について、最も経費が掛かっているのは何ですか。
事 務 局 長	最も経費が掛かっているのは委託費です。 会場の設営、放送・照明設備、清掃、ごみの処分といった委託を行っております。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項（４）農業委員会だより（案）について事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	机上配付させていただきました、カラー印刷をしております別添資料をご覧ください。 農業委員会だより第71号についてです。農業委員会だよりは、年2回発行し、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に配付しております。 また、今年度から、記事のレイアウト等に色を追加し、より皆様に興味を持っていただけるようなカラーリングに変更いたしました。 内容につきましては、まず1面では、昨年5月に実施をしましたさつきフェスティバルの様子を掲載し、下段には、令和8年度の都市農業振

	<p>興イベントの開催予定を掲載してございます。</p> <p>ページをおめくりいただいて2面では令和7年度農業功労者表彰・第65回企業的農業経営顕彰(けんしょう)の記事を、掲載しております。</p> <p>となりのページに移りまして3面では、「農業の担い手を育成するための取組みについて」と題しまして、「成増農業体験学校」「農業スキル育成講習」「農のサポーター制度」についての記事を掲載しています。</p> <p>最後に4面では、年々減少しております「区民農園用地を探しています」という記事のほか、各種制度等の案内記事を掲載しております。</p> <p>なお、この農業委員会だよりは300部程度、印刷する予定です。説明は以上でございます。</p>
会 長	何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	記事の中の農のサポーターの記事について、子ども食堂への野菜の無償提供という文章がありますが、どこにどういったものを送ったなど、より具体的に記載をした方が良いのではないのでしょうか。
事 務 局 長	子ども食堂への無償提供については、今年度からスタートする予定のものでして、今後、そうした記事も掲載することを検討したいと思えます。
委 員	発行はいつの予定ですか。
書 記	5月中に印刷し、関係者にお配りさせていただく予定です。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いてその他(1)茶摘み体験学習事業について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	<p>それでは22ページ、資料7をご覧ください。</p> <p>茶摘み体験学習事業は、近隣の小学生を対象に、茶摘み体験を通じて、身近な農地・農業を感じてもらうことや、食育活動の一環として毎年実施している事業です。お茶の葉は88夜に摘んだ茶葉がおいしいとされておりました、今年度は4月30日(木)の午前中を予定しております。</p> <p>実施会場は、徳丸八丁目、田上さん所有の茶畑で、参加予定の小学校は、記載の近隣小学校5校です。当日は、生産者の農家さんにお茶の摘み方などを教えてもらいながら、実施いたします。</p>

	<p>なお、子どもたちに摘んでもらったお茶は、所沢の業者に製茶してもらい、6月初旬にご参加いただいた子どもたちへ、学校を通じて配布する予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いてその他（２）さつきフェスティバルの実施について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちら農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは23ページ、資料8をご覧ください。</p> <p>さつきフェスティバルは、毎年、板橋区役所本庁舎で実施しているさつきの展示会などの事業です。実施日は、令和8年5月10日（日）～15日（金）の6日間で、実施場所は、区役所本庁舎1階のイベントスクエアおよびプロモーションスペースです。催物といたしましては、さつきの展示、板橋ふれあい農園会及びJA東京あおばによる区内産農産物の販売、さつきの苗木の販売、園芸教室として①植物の寄せ植え教室及び②さつきの手入れ教室を実施する予定です。</p> <p>このさつきフェスティバルには、農業委員の皆様にもご協力いただきておりまして、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売では、山口会長、會田会長職務代理、染宮委員に出荷をお願いするほか、園芸教室では松澤委員に講師をお願いしております。ご協力いただきます委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>何かご意見、ご質問はございますか。</p> <p>全体を通して何かございますか。</p> <p>特にないようですので、これをもちまして第34回定例総会を閉会いたします。</p>
<p style="text-align: center;">（終了時間 午後4時47分）</p> <p style="text-align: center;">次回の日程を下記のとおり決定し散会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会 5月18日（月）午後2時00分 ・ 定例総会 5月26日（火）午後2時00分 	